3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町深水い字下深水六七六、六七九、六八〇、字立平六八九、六九〇の二、六九一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町神ノ前字上尾三九二の一四

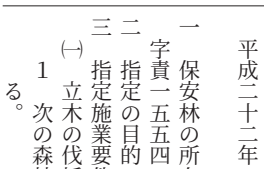
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上尾三九二の一四(次の図に示す部分に限る。)



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町三野字金山九〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。)

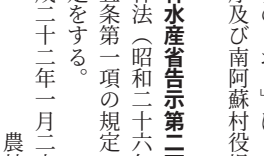
○農林水産省告示第二百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鎌瀬字責一五五四の一、字鎌瀬山二八三〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字上尾崩三九五六の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字天鶴五八二三の一、五八二三の二、五八二四の一

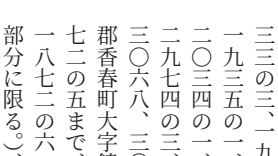
二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天鶴五八二三の一・五八二四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市高田字平瀬一〇五四、八女郡星野村字麻畠一七三三〇の一、一七三三〇の二、字尾詰一九一〇四の二、一九一一〇の四、一九一一一の二、一九一一一の五、字松の野一九一四九の二、黒木町大字北木屋字穴竈一九三一、一九三二、一九三三の一、一九三三の三、一九三四の一から一九三四の三まで、一九三五の一、一九三五の四、字小園二〇三三、二〇三四の一、字平畑二九三九、二九七四の一、二九七四の三、二九七四の四、字鴈塚三〇六六、三〇六八、三〇九八の一、三一二三の一、田川郡香春町大字鏡山字向山一八七二の一から一八七二の五まで、一九二二の五、一八七一の一・一八七二の六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字サヤガ谷一八七四、一八七五